

追加募集!

平成29年度 古い木造住宅の 耐震診断・有料耐震診断・耐震改修の募集をします

北栄町木造住宅耐震診断事業

無料耐震診断

抽選3戸

無料です!

1. 対象となる住宅

北栄町内にある次の要件すべてに該当する建物の所有者です

- ① 木造の一戸建ての住宅または併用住宅
(店舗等の部分が延べ床面積の2分の1未満であるもの)
- ② 平成12年5月31日以前に建築工事に着工されたもの
(平成12年6月1日以後に増築工事に着工している場合は対象外)
- ③ 延べ床面積が220㎡以下で、階数が2以下のもの
- ④ 木造在来軸組工法・伝統的工法・枠組壁工法で建築されたもの
(プレハブ工法や丸太組工法のもの対象外)
- ⑤ 現に居住の用に供しているもの

2. 耐震診断を行う技術者

町が業務委託した民間建築団体等に所属する設計事務所から建築士が選定され、派遣されます。

3. 診断費用

無料(ただし耐震診断以外の内容についての費用は個人負担となります)

○ 診断方法

住宅の壁などをはがすことなく、目視により外部(敷地・外壁・屋根)および内部(各室内・床下・天井裏)を調査し、住宅の耐震性能を診断する「一般診断法」です。

募集期間:平成29年11月1日(水)~
平成29年11月30日(木)

一戸建て住宅の
有料耐震診断・改修設計・耐震改修

補助

北栄町震災に強いまちづくり促進事業

各抽選3戸

地震による住宅の倒壊等の被害から生命・財産を守るため、耐震化を進めることが重要です。
町では次のとおり、住宅の耐震診断・耐震改修等の費用の一部を補助します。

1. 補助対象となる住宅等の要件

☆町内に存する対象住宅等の所有者とする。

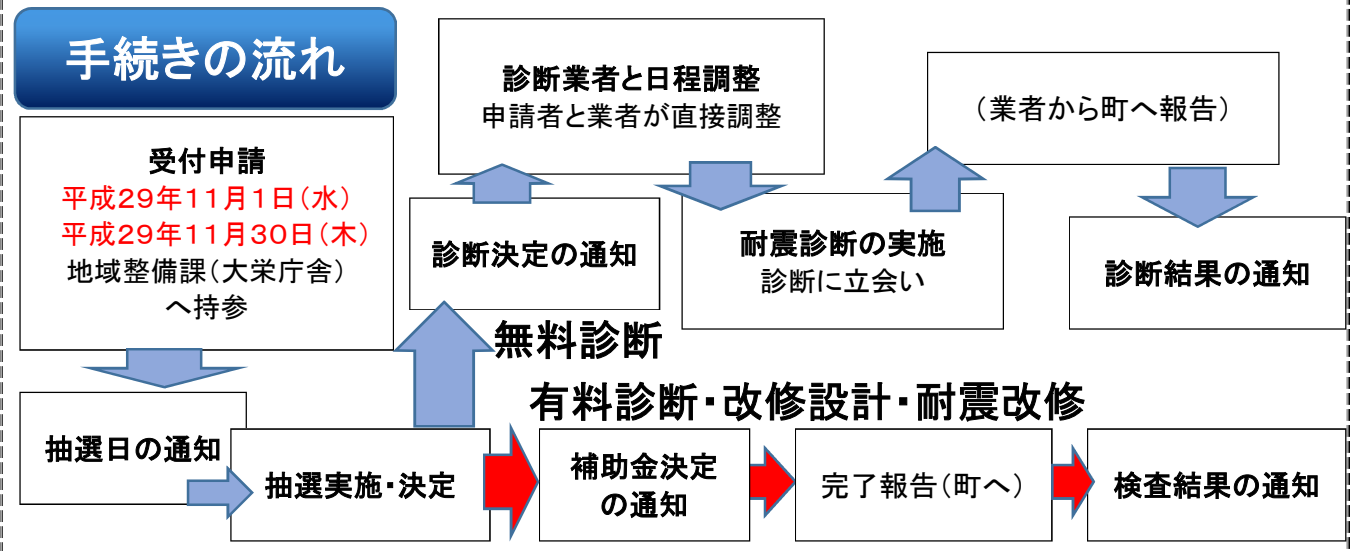
- (1)平成12年5月31日以前に建築された住宅であること。
- (2)ブロック塀にあつては、住宅等と併せて事業を実施する場合で、道路に面したもの。
- (3)建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの。
- (4)改修設計又は耐震改修は、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの。
- (5)耐震改修は、特定行政庁により地震に対して安全な構造となるよう勧告がなされたもの。
- (6)国、地方公共団体以外の者が所有するもの。

2. 有料耐震診断・改修設計・耐震改修を行う技術者

申請者が民間建築団体等に所属する設計事務所の建築士に依頼します

3. 有料耐震診断・改修設計・耐震改修費用

1 対象建物	2 区分	3 補助対象経費限度額	4 補助金の額
有料耐震診断 一戸建ての住宅 (ブロック塀を含む)	耐震診断	一般診断 設計図書あり 86,400 円	補助対象経費 × 2/3
		設計図書なし 111,240 円	
		精密診断 134,000 円	
一戸建ての住宅 以外の住宅又は 建築物	《耐震診断》 ☆2,060 円 × 延べ床面積(1,000 m ² 未満の部分) ☆1,540 円 × 延べ床面積(1,000 m ² を超え2,000 m ² 以下の部分) ☆1,030 円 × 延べ床面積(2,000 m ² を超える部分)	延べ床面積 × 単価 (例)2,500 m ² の場合 1,000 m ² × 2,060 円 +1,000 m ² × 1,540 円 +500 m ² × 1,030 円の合計 × 2/3	
改修設計 一戸建ての住宅	改修設計	1戸当たり 240,000 円	補助対象経費 × 2/3
耐震改修 一戸建ての住宅	(3)次のいずれかに該当する耐震改修(③、④)に あつては②の基準を満たすために段階的に行 われるものに限る。)		《耐震改修》 いずれか低い額 ★昭和 56 年 5 月 31 日以前 に建築されたもの
	①建築基準法第19条及び第20条の規定に適合 するように行われるもの		☆耐震改修の実施に要する 経費 × 2/3
	②指針第二に示す耐震改修を行い、Iwが1.0以上 となるもの		★昭和 56 年 6 月 1 日から 平成 12 年 5 月 31 日に建築 されたもの
	③指針第二に示す耐震改修を行い、Iwが0.7以上 となるもの		
	④指針第二に示す耐震改修を行い、2階建て 住宅の1階部分のIwが1.0以上となるもの		☆耐震改修の実施に要する 経費 × 1/3
	⑤その他①及び②に掲げる耐震改修と同等以上 に安全性を向上させると認められるもの		◎1戸当たり 1,000,000 円



共通

	無料耐震診断	有料耐震診断	改修設計	耐震改修
申請資格者	「対象となる住宅」の所有者(複数いる場合は代表者1名)			
募集戸数	3戸 【抽選】	3戸 【抽選】	3戸 【抽選】	3戸 【抽選】
実施時期	平成30年1月以降		許可日以降	
用紙配布場所	地域整備課(大栄庁舎)・北条支所(北条健康福祉センター)・ホームページで交付			
提出書類	補助金交付申請書			
	事業計画書 収支予算書 *添付書類として、事業費の見積書の写しが必要です。			
記入・押印し、 必ず大栄庁舎へ ご持参ください。 (郵便受付不可)	・付近見取り図 【例】住宅地図のコピー			
	・建物の所有者・建築時期・面積・構造・階数が確認できる書類 【例】固定資産課税明細書・固定資産課税台帳【税務課】			
	・設計図書の写し (なくても可)			
	建物の所有者が複数いる場合		➡耐震診断に係る同意書(全員)	
	賃借人がいる場合		➡耐震診断に係る同意書(世帯主)	
募集期間	平成29年11月1日(水)～ 平成29年11月30日(木) (土・日曜日、祝日を除く)			

○ その他

- ※ 一人の所有者に対して1棟のみ申請できます。
- ※ 申請者の都合または町が耐震診断決定を取り消した場合で、すでに耐震診断を実施しているときは、診断費用に相当する額の支払いを求められることがあります。

北栄町役場 地域整備課 地域整備室(大栄庁舎2階)

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分

〒689-2111 北栄町由良宿423番地1(大栄庁舎2階)

TEL:0858-37-3117 FAX:0858-37-5339

提出先
問合せ先

e-mail: chiikiseibi@e-hokuei.net